

# 業務の あらまし

安全運転を  
つくりよう。

Japan Safe Driving Center



安全運転をつくりよう。

自動車安全運転センター

<http://www.jsdc.or.jp/>





# 業務の概要



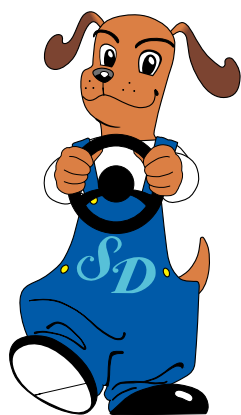
自動車安全運転センターは、「自動車安全運転センター法」に基づいて、安全運転研修の実施、運転経歴に係る資料及び交通事故に関する資料の提供並びにこれらに関する調査研究などを行うことにより、交通事故の防止と運転者の利便の増進に資するための組織として、昭和50年に国家公安委員会によって設立を認可された法人です。

当センターはその後、昭和52年にSDカードの交付制度を発足させ、平成3年に安全運転中央研修所を設置する等、設立目的に沿って業務の拡充、サービスの向上を図りつつ現在に至っています。

当センターの業務は、次の五つに大別されます。

以下、順を追って業務の概要を説明します。

## ～交通安全 運転者の利便の増進～



SDワンダくん

### 安全運転の研修

高度な安全運転技能・  
知識の修得

### 運転経歴の証明

運転者の求めに応じて  
運転記録証明書等を発行

### 交通事故の証明

当事者の求めに応じて  
交通事故の  
発生日時等を証明

### 累積点数の通知

運転免許停止処分直前の方  
に累積点数を通知

### 調査研究

安全運転に関する  
調査研究



# 1 安全運転の研修

この体験が、  
力になる。



高度な安全運転技能・知識の修得に有効

## ① 安全運転中央研修所

### (目的)

地域、職域等における交通安全教育の中核的指導者、自動車の運転について高度な技能及び知識を必要とする運転者、運転指導者並びに青少年運転者等に対して、実践的、専門的かつ高度な安全運転技能・知識の研修を行うことによって、資質の高い運転者及び運転指導者を育成し、交通安全についてのレベルアップを図ることを目的としており、平成3年4月1日に開設されました。

### (特色)

安全運転中央研修所は、茨城県ひたちなか市にあり日本随一の総合的な安全運転教育施設で、次のような特色ある研修を実施しています。

- 一周5キロメートルの高速周回路や模擬市街路等、実際の道路上の特色を再現した各研修コースを用いた実践的な研修
- 公道では試すことのできない「安全の限界」を体験しながら、安全運転の基本と応用について学ぶ研修
- 模擬事故を想定した体験的な危険予測や危険回避など、日常体験することが難しい運転上の危険を安全に体験できる実技研修
- 運転技能に熟達した実技教官、専門理論に精通した理論教官による実技と理論が一体となった総合的な研修

### (研修の申込み)

- 研修の申込みは、個人でも団体でもできます。研修希望者は、自動車安全運転センター各都道府県・方面事務所に電話で予約をした上、研修申込書に必要事項を記載して申し込んでください。研修申込書は、各都道府県・方面事務所に備えてあります。

### 最近の研修実績

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
研修実人員(人)	11,142	12,111	12,365	12,511	13,119
研修延人員(人日)	45,307	49,186	47,354	48,244	49,479



ブレーキング研修



ハイドロ研修



夜間研修



危険回避研修



スキッド研修



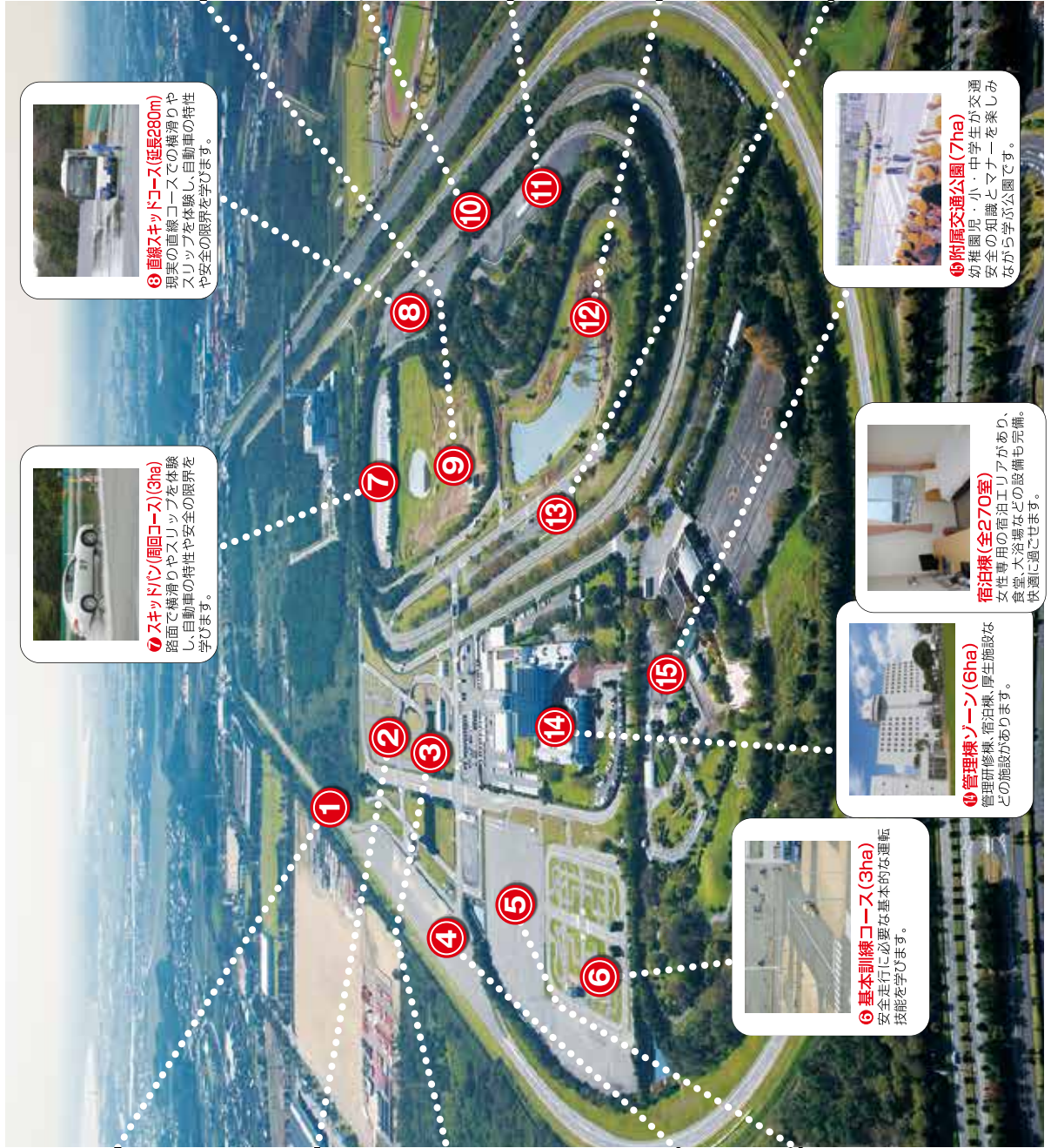
高速周回研修

## ② 附属交通公園

安全運転中央研修所では、幼稚園児から小・中学校の児童、生徒に対し、模擬市街路を使用し、道路の安全な渡り方や自転車の安全な乗り方などの体験研修を通じ、交通に関する知識やマナーを学ぶ附属交通公園を設置しています。

# 広大なワールドに13種類のトレーニングコース

東京ドーム約20個分に当たる広大な敷地に「運転上の危険」を安全に体験できるコースをはじめ、多種多様な設備を持つ総合的な安全運転研修施設で、これまでに約34万人の研修生を送り出しています。



**① 高速周回路 (1周5km)**  
実際の高速道路と同じ条件で合流、車線変更、追い越し等の運転技能を学びます。

**② 第二基本訓練コース (2ha)**  
第二種免許の教習・技能に必要な運転技能を学びます。

**③ 模擬市街路 (総延長3km)**  
市街地の安全走行に必要な運転技能を学びます。

**④ 多目的エリア (幅50m・長さ300m)**  
高速走行時のハイドロプレーニング現象などの車両特性を实地に体験します。

**⑤ 自由訓練コース (2ha)**  
安全走行に必要な基本技能について走行課題を設定して学びます。

**⑦ スキッドイン(周回コース) (3ha)**  
路面で横滑りやスリップを体験し、自動車の特性や安全の限界を学びます。

**⑧ 直線スキッドコース (延長80m)**  
現実の直線コースでの横滑りやスリップを体験し、自動車の特性や安全の限界を学びます。

**⑨ モトクロスコース (6ha)**  
不整地走行の体験を通して二輪車の特性とマン・マシンコントロールを学びます。

**⑩ 中低速周回路 (総延長6km)**  
一般道路、山岳道路での安全走行に必要な運転技能を学びます。

**⑪ 傾斜スキッドコース (傾斜7%・延長200m)**  
坂道での前進・スラロム走行、ブレーキロックや回遊などにより、自動車の挙動が変化した場合の対応要領を学びます。

**⑫ トライアルコース (3ha)**  
高低差のある自然地形の走行を通して二輪車のバランス保持とマン・マシンコントロールを学びます。

**⑬ 危険回避コース (延長250m)**  
路上に突如の障害が現れた場合の車コントロールや危険回避の手段方法などを学びます。

**④ 基本訓練コース (3ha)**  
安全走行に必要な基本的な運転技能を学びます。

**⑥ 管理棟ゾーン (6ha)**  
管理研修棟、宿泊棟、厚生施設などの施設があります。

**⑭ 附属交通公園 (7ha)**  
幼稚園・小・中学生が交通安全の知識とマナーを楽しくながら学ぶ公園です。

**⑮ 宿泊棟 (全270室)**  
女性専用の宿泊エリアがあり、食堂、大浴場などの設備も完備。快適に過ごせます。

# 研修課程のご案内

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

研修課程		期間	研修の概要	研修料
講習関係	取消処分者講習指導員（警察）	5日	新たに取消処分者講習に携わる警察職員の養成	113,600円
	取消処分者講習指導員（一般）	7日	新たに取消処分者講習に携わる運転適性指導員の養成	139,800円
	新任運転適性指導員	11日	新たに取消処分者講習、違反者・停止処分者講習及び高齢者講習に携わる指導員の養成	261,200円
	運転適性講習指導員	7日	新たに違反者・停止処分者講習及び高齢者講習に携わる指導員の養成	177,000円
	違反者・停止処分者講習指導員	6日	新たに違反者講習又は停止処分者講習に携わる指導員の養成	128,200円
		4日		87,500円
	高齢者講習指導員	3日	新たに高齢者講習に携わる指導員の養成	80,600円
		2日		52,400円
	新任運転習熟指導員	11日	新たに初心運転者講習に携わる教習所等の運転習熟指導員の養成	238,000円
		7日		~
現任運転習熟指導員	4日	運転習熟指導員の資格を有する者に対して指導技能等を向上させるための研修	81,700円	
	6日		130,600円	
現任運転適性指導員	4日	運転適性指導員の資格を有する者に対して指導技能等を向上させるための研修	83,300円	
	6日		141,300円	
認知機能検査員	1日	新たに認知機能検査に携わる検査員の養成	8,700円	
教習関係	新任教習指導員	18	新たに教習指導員になろうとする者に対する教習に関する知識・技能についての研修	398,700円
		5日		~
	新任技能検定員	6	新たに技能検定員になろうとする者に対する検定に関する知識・技能についての研修	140,200円
		3日		~
	現任技能検定員・教習指導員（大型）	3日	道路交通法改正前の大型の技能検定員、教習指導員の資格を有する者に対する研修	66,700円
高速教習指導員	4日	高速教習の効果的な実施方法を習得させるための研修	86,400円	
届出教習所指導員	5日	新たに届出自動車教習所指導員になろうとする者に対する教習に関する知識・技能についての研修	121,700円	
	4日		~	
	3日		66,500円	
管理・指導関係	安全運転管理	5日	企業等の安全運転管理者等（正・副）に対する研修	104,300円
		4日		80,700円
	安全運転実技指導員	5日	交通安全協会等の法定講習指導員、安全運転実技指導員等の研修	100,400円
交通警察上級指導者	3日	管理的立場にある交通警察官が指導者として必要な知識及び指導力を高めるための研修	54,500円	
専門的技術関係	一般緊急自動車運転技能者	4日	電気、通信、ガス、水道、病院、医療関係、道路管理等の緊急自動車運転者の運転技能向上及び指導員研修	84,300円
	消防・救急緊急自動車運転技能者	4日	消防自動車及び救急自動車の運転者の運転技能向上及び指導員研修	84,300円
	警察緊急自動車運転技能中堅指導者	10日	白バイ、交通パトカー等の運転について指導的立場となる警察官の研修	259,700円
		10日		251,900円
	警察緊急自動車運転技能者	4日	白バイ、パトカー等の緊急自動車を運転する警察官の研修	220,000円 ~ 84,300円
	警察受傷事故防止指導者	4日	都道府県警察の受傷事故防止を指導する交通幹部が受傷事故防止に関する専門的知識を修得するための研修	84,300円
	運転免許技能試験官	4日	運転免許技能試験官が、試験官としての実力を向上させるための研修	84,300円
	貨物自動車運転者	4~1日	普通・大型貨物自動車等の運転者又は運転指導者の研修	101,800円 ~ 23,100円
	中型貨物自動車運転者	1日	中型貨物自動車の運転者又は運転指導者の研修	20,000円
	旅客自動車（バス）運転者	4~1日	バス運転者又は運転指導者の養成	103,300円 ~ 30,700円
特定業務運転者（普通）（二輪）	3日	電気・通信業、運送業、警備業、医療・介護、保守管理業等の安全性・確実性・迅速性が強く要請される業務に従事する運転者の技能向上のための研修	60,800円	
	2日		~	
	1日		19,400円	
青少年関係	青少年運転指導者	4日	学校の教職員、自治体職員等で青少年の交通安全指導に携わる指導者の研修	83,300円 ~ 78,600円
	青少年運転者	2日	25歳未満の青少年運転者を対象とした運転技能向上のための研修	21,500円
	1日	~ 8,700円		

(注) 研修料は、研修期間及び研修種別によって異なりますので、詳細は各都道府県・方面事務所又は安全運転中央研修所にお問い合わせください。

# 2 運転経歴の証明


## 効果的な安全運転管理に有効な証明書

### ① 証明書の種類

運転者の求めに応じて、無事故・無違反、運転記録、累積点数等、運転免許経歴の4種類の証明書を発行しており、安全運転管理者の安全運転管理、運転者個々の安全運転の励行等のために活用されています。


#### ● 無事故・無違反証明書

無事故・無違反で経過した期間について証明するものです。昭和44年10月1日（沖縄県交付のみ昭和47年5月15日）以後の期間に限ります。安全運転の励行と管理、優良運転者の表彰などに活用されています。

無事故・無違反証明書	
申請者	氏名 日本 太郎
	生年月日 昭和 23 年 1 月 10 日生
	免許証番号 301234567890
証明事項	昭和 44 年 10 月 1 日 以降 平成 28 年 04 月 01 日 まで 交通事故及び交通違反について記録されていません。
	備考
平成 28 年 4 月 1 日 現在、上記のとおりであることを証明します。	
平成 28 年 4 月 1 日 自動車安全運転センター 〇〇〇事務所 長 	

#### ● 運転記録証明書

過去5年間、3年間又は1年間の交通違反、交通事故及び運転免許の行政処分の記録について証明するものです。安全運転の励行と管理、優良運転者の表彰、個人タクシー免許の申請・更新などに活用されています。

運転記録証明書	
申請者	氏名 日本 次郎
	生年月日 昭和 36 年 1 月 10 日生
	免許証番号 302345678900
証明事項	行政処分の前歴 0 回 累積点数 2 点
	年 月 日 内 容 点 数
	平成25年 9月10日 安全運転義務違反(軽傷事故) 8点
	平成25年10月15日 停止 30日(短縮 29日) **
	平成26年11月10日 信号無視(赤色等) 2点
	平成28年 3月15日 速度超過(20以上25未満)指定 2点
	以下余白
備考	
平成 28 年 4 月 1 日 現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。	
平成 28 年 4 月 1 日 自動車安全運転センター 〇〇〇事務所 長 	

#### ● 累積点数等証明書

交通違反や交通事故の点数が、現在何点になっているかについて証明するものです。

#### ● 運転免許経歴証明書

過去に失効した免許、取り消された免許、又は現在受けている免許の種類、取得年月日等について証明するものです。

### 最近の交付実績

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経歴証明書交付件数(件)	4,811,749	4,854,594	4,869,216	4,935,448	5,008,869
運転免許保有者数(人)	81,215,266	81,487,846	81,860,012	82,076,223	82,150,008

(注) 運転免許保有者数は、毎年12月末現在である。



## ② 証明書の申込方法、手数料

証明書は、センター事務所、警察署、交番、駐在所に備え付けてある申込用紙に、必要事項を記入の上、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局で通常払込みにより申し込むか、又は各地のセンター事務所に直接申し込んでください。本人から委任を受けて企業・団体などが一括して申し込むこともできます。

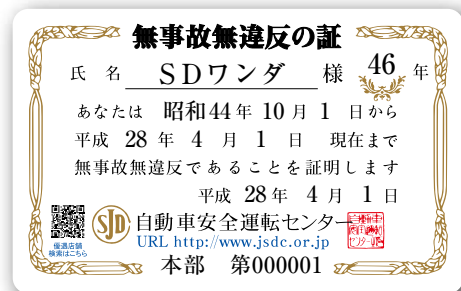
手数料は、1通につき **630円**です。

## ③ SD (SAFE DRIVER) カード

### ア 意義及び種類

SDカードは、無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の申請者で、1年以上事故・違反等の記録がない方にお渡ししています。

このカードは、安全運転者の証となるもので、SDカードを持つことによって安全運転者としての誇りと自覚が高まり、いっそうの安全運転が期待できます。



### SDカードは、無事故・無違反の期間により5種類あります



SDグリーンカード(1年)



SDブロンズカード(2~3年)



SDシルバーカード(4~9年)



SDゴールドカード(10~19年)



SDスーパーゴールドカード(20年以上)

### イ SDカード保有者に対する優遇制度

SDカードをお持ちの方には、ガソリン代・食事代・宿泊代などの割引やマイカーローンの金利を優遇する店舗があり、その数は全国で年々増えています。

SDカード優遇店については、最寄りのセンター事務所にお問い合わせになるか、ホームページ (<http://www.jsdc.or.jp/>) をご覧ください。

自動車安全運転センター  
携帯電話用ウェブサイト  
[http://www.jsdc.or.jp/  
k/youguu/index.php](http://www.jsdc.or.jp/k/youguu/index.php)



# 3 交通事故の証明

当事者の求めに応じて交通事故の発生日時等を証明

## ① 意義及び活用方法

交通事故証明書は、交通事故の当事者の求めに応じて発行されるもので、交通事故の発生日時、当事者の住所・氏名などが記載されています。

この証明書は、警察の保有するデータにより、当センターが証明するもので、次のように使われています。

- 各種自動車保険（共済）の保険金（共済金）請求時の書類
- 市区町村共済などの見舞金の請求書類
- 育英資金、奨学金を受ける時の添付書類
- その他、勤務先への提出書類、訴訟、示談の参考書類

この証明書は、交通事故に遭われた方の財産や権利を守るための大変重要な書類です。交通事故に遭われた時は、必ず警察に届出をして、後日、交通事故証明書の交付を受けるようにしてください。

なお、申込みのできる方は、交通事故の当事者（加害者・被害者）又は当事者の委任を受けた方です。

見本

交通 事 故 証 明 書

申住所 102-0084  
 請 東京都千代田区二番町3番地  
 者 氏名 日本 五郎 様

事故照会番号 警 町 署 第 0110 号 (甲・乙 との続柄 (本人)・代理人)  
 発生日時 平成〇〇年3月5日 午前6時30分ころ

発生場所 東京都千代田区二番町3番地路上

甲	住所	東京都千代田区二番町3番地	備考
フリガナ	ニホンゴロウ	生年月日	昭六〇〇年10月3日 (52歳)
氏名	日本 五郎	車種	普通乗用自動車
		車両番号	品川77さ1234
		自賠責保険関係	② 契約先 関東火災 証明書番号 1-234-5678
		事故時の状況	(運転)・同乗(運転者氏名) ・ 歩行 ・ その他
乙	住所	神奈川県横浜市旭区中尾2丁目3番1号	
フリガナ	カナガワ ハナコ	生年月日	昭六〇〇年6月15日 (39歳)
氏名	神奈川 花子	車種	普通乗用自動車
		車両番号	横浜78た1234
		自賠責保険関係	② 契約先 未来火災 証明書番号 123-4567
		事故時の状況	(運転)・同乗(運転者氏名) ・ 歩行 ・ その他

事故類型  
 対車衝突、正面衝突、側面衝突、追突、出会い頭衝突、踏切衝突、その他

上記の事項を確認したことを証明します。  
 なお、この証明は、損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。

平成 〇〇 年 4 月 1 日  
 自動車安全運転センター  
 〇 〇 〇 事務 所 長 印

証明番号 654321      照合記録簿の種別 人身事故

## ② 証明書の申込方法、手数料

証明書は、センター事務所、警察署、交番、駐在所などに備え付けてある申込用紙に、必要事項を記入の上、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局で通常払込みにより申し込むか、各地のセンター事務所へ直接申し込んでください。そのほか、当センターのホームページ上からも申し込むことができます（申請条件があります。）。

なお、全国のどこで発生した事故でも最寄りのセンター事務所から申し込むことができます。詳しくはホームページをご覧ください。

手数料は、1通につき **540円**です。

### 最近の交付実績

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
交通事故証明書交付件数(件)	3,397,426	3,276,895	3,035,394	2,931,291	2,787,328
事故による死傷者数(人)	859,273	829,807	785,867	715,487	670,140

(注) 事故による死傷者数は、暦年（1月～12月）である。





# 4 累積点数の通知



**運転免許停止処分直前の運転者に累積点数を通知し、  
事故・違反を抑止**

運転免許の停止等の行政処分は、点数制度によって行われていますが、交通違反などの点数が累積して、6点（行政処分の前歴が1回ある場合には4点）になりますと、免許の停止処分又は違反者講習を受けることになります。

そこで、その直前の点数である4点又は5点（行政処分の前歴が1回ある場合には2点又は3点）になった方に対して、今後、交通違反や事故に気をつけてより安全な運転をしていただくよう呼び掛けるため、書面で通知しています。

郵便はがき

料金後納郵便

SD SAFE DRIVER

(〇〇県)

千代田区二番町3番地  
日本六郎様  
平成28年4月1日

自動車安全運転センター  
〇〇〇事務所長 印

整理番号 1938

累積点数通知書

あなたの累積点数は、平成28年3月21日の交通違反(事故)で4点(行政処分の前歴0回)になりました。

今後、速度超過、信号無視などの交通違反をしたり、交通事故を起こしたりして基準に該当しますと、違反者講習を受けなければならないこととなるか、運転免許の効力の停止又は取消しを受けることとなります。

なお、この違反の日から運転免許を受けている期間(運転免許の効力が停止されている期間を除きます。)が通算して1年となり、その期間の初日から末日までの間を無事故無違反で経過しますと、今までの点数は計算されないことになっておりますので、今後、交通違反(事故)をしないよう注意して運転してください。



## 最近の通知実績

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
通知件数(件)	938,163	893,756	829,107	773,791	747,374



# 5 調査研究



## 安全な運転に関する調査研究。 調査研究結果は、法令改正等の資料としても活用

自動車の安全な運転に必要な技能、道路の交通に起因する障害の防止、安全運転管理の方法や、運転者のさまざまな行動などについて調査研究を行い、その結果を報告書や調査研究ニュースなどで公表しています。

これらの研究成果は、次のように、行政の交通安全施策に反映されるほか、自動車教習所の運転者教育や企業における安全運転管理などの資料として広く活用されています。

### ■ 交通安全施策への反映

安全運転管理者制度の充実、情報提供システムの実用化、貨物自動車運転者教育の推進等

### ■ 法令改正等

運転中の携帯電話使用禁止、カーナビ画面注視の禁止、自動二輪の高速道路二人乗り規制の緩和、中型免許の導入、自転車利用者対策の推進等

### ■ 交通安全教育・啓発活動

教育用ビデオ、教材への使用、各種交通安全教育の場における活用等

### ■ 中央研修所業務の充実

教育内容の高度化、研修カリキュラムの見直し、研修教材の提供等

ホームページ上で、これまでに実施した全ての調査研究の報告書（昭和 50 年度～現在までの全文）とその要約の閲覧ができます。

<http://www.jsdc.or.jp/library/index.html> 「調査研究ライブラリー」



安全運転の要点などについて、イラストやグラフで分かりやすく説明した冊子。  
(A4判、A5判) 150 円



ドライバーの安全運転の要点などを映像にした「DVD」と、これを安全運転教育等で活用する際に用いる「指導ガイド」(A4判)をセットにしたもの。1,000 円



▲ 冊子 (20頁程度)

▲ DVD (指導ガイド付) (25分程度)

※ サンプル動画をご覧ください。

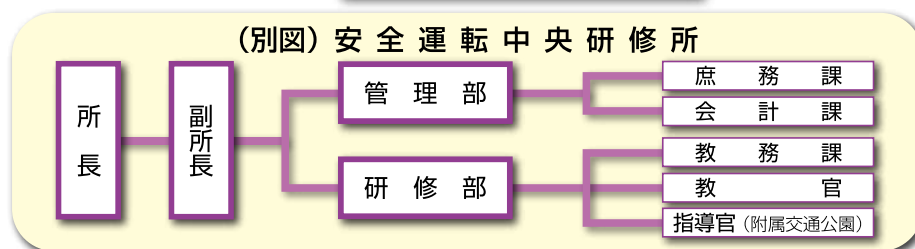
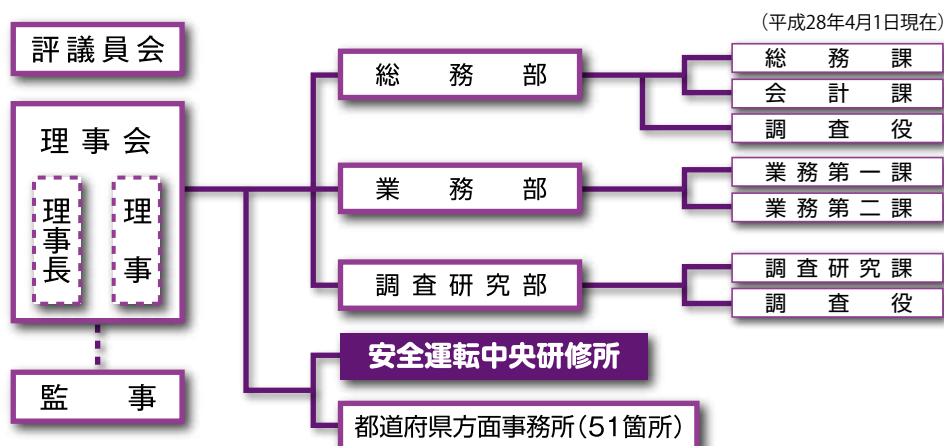
<http://www.jsdc.or.jp/report/index.html>

# SJD 沿革



昭和50年 9月 1日	自動車安全運転センター法（昭和 50 年 7 月 10 日法律第 57 号）施行
昭和50年 10月 16日	設立（定款・事業計画書）認可（国家公安委員会）
昭和50年 11月 1日	本部を東京都千代田区麹町 4-2 に設置、業務開始
昭和51年 1月 1日	都道府県方面事務所（51 か所）を設置、業務開始
昭和52年 4月 1日	SD カードの交付制度発足
昭和56年 2月 4日	本部を東京都港区虎ノ門 1-21-17 に移転
平成 3年 4月 1日	安全運転中央研修所発足
平成 3年 6月 20日	安全運転中央研修所附属交通公園開園
平成15年 6月 1日	本部を東京都千代田区二番町 3 番地に移転
平成15年 10月 1日	民間法人化
平成16年 3月 30日	安全運転中央研修所第二宿泊棟竣工
平成20年 3月 12日	イメージキャラクター「SD ワンダくん」誕生
平成21年 4月 1日	SD カードのデザイン等を変更。SD スーパーゴールドカードを追加

# SJD 組織





お問い合わせ先

# 全国の自動車安全運転センター事務所

## 安全運転をつくろう。

### 北海道

北海道事務所	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7-1-1 (北海道警察本部庁舎1階)	011(219)6615
旭川方面事務所	〒070-0036	旭川市6条通10-2231-1 (北海道警察旭川方面旭川中央警察署内)	0166(23)7299
釧路方面事務所	〒085-0018	釧路市黒金町10-5-1 (北海道警察釧路方面本部内)	0154(25)7171
北見方面事務所	〒090-8511	北見市青葉町6-1 (北海道警察北見方面本部内)	0157(23)1705
函館方面事務所	〒040-0001	函館市五稜郭町16-1 (北海道警察函館方面本部分庁舎内)	0138(55)7500

### 東北

青森県事務所	〒038-0031	青森市大字三内字丸山198-4 (青森県運転免許センター内)	017(782)5074
岩手県事務所	〒020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-7-1 (いわて県民情報交流センター2階)	019(653)1871
宮城県事務所	〒981-3117	仙台市泉区市名坂字高倉65 (宮城県警察本部運転免許センター内)	022(373)7171・7172
秋田県事務所	〒010-1607	秋田市新屋南浜町12-1 (秋田県警察本部運転免許センター2階)	018(863)8811
山形県事務所	〒994-0068	天童市大字高揃1300 (山形県総合交通安全センター内)	023(655)3456
福島県事務所	〒960-2261	福島市町庭坂字大原1-1 (福島県警察本部運転免許センター内)	024(591)4111

### 関東

東京都事務所	〒140-8682	品川区東大井1-12-5 (警視庁鮫洲運転免許試験場内)	03(5781)3550・3660
茨城県事務所	〒311-3116	東茨城郡茨城町大字長岡3783-3 (茨城県警察本部運転免許センター内)	029(293)8822・8823
栃木県事務所	〒322-0017	鹿沼市下石川681 (栃木県警察本部運転免許センター内)	0289(76)1411・1412
群馬県事務所	〒371-0846	前橋市元総社町80-4 (群馬県総合交通センター内)	027(253)1102
埼玉県事務所	〒365-0028	鴻巣市鴻巣405-4 (埼玉県警察運転免許センター内)	048(541)2411・2413
千葉県事務所	〒261-0025	千葉市美浜区浜田2-1 (千葉県警察本部運転免許センター内)	043(276)3040・3080
神奈川県事務所	〒241-0815	横浜市旭区中尾2-3-1 (神奈川県警察本部交通部運転免許本部内)	045(364)7000・7001
新潟県事務所	〒957-0193	北蒲原郡聖籠町東港7-1-1 (新潟県警察本部運転免許センター内)	025(256)2344
山梨県事務所	〒400-0202	南アルプス市下高砂825 (山梨県総合交通センター内)	055(285)2344・2345
長野県事務所	〒381-2224	長野市川中島町原704-2 (長野県警察本部北信運転免許センター内)	026(292)5111
静岡県事務所	〒420-0949	静岡市葵区与一6-16-1 (静岡県警察中部運転免許センター内)	054(252)3191・3192

### 中部

富山県事務所	〒931-8562	富山市高島62-1 (富山県運転教育センター4階)	076(451)1840・1841
石川県事務所	〒920-0209	金沢市東蚊爪町2-1 (石川県警察本部運転免許センター内)	076(237)5900
福井県事務所	〒919-0476	坂井市春江町針原58字3 (福井県警察本部運転者教育センター内)	0776(51)3980・3981
岐阜県事務所	〒500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 (岐阜県シンクタンク庁舎1階)	058(274)1000・1001
愛知県事務所	〒468-8537	名古屋市中区白区平針南三丁目605番地 (愛知県警察本部運転免許試験場内)	052(805)0625
三重県事務所	〒514-0821	津市垂水2566 (三重県警察運転免許センター内・東ウイング4階)	059(223)1231

### 近畿

滋賀県事務所	〒524-0104	守山市木浜町2294 (滋賀県警察本部運転免許センター内)	077(585)3456
京都府事務所	〒612-8486	京都市伏見区羽束師古川町647-1 (京都府警察本部自動車運転免許試験場内)	075(631)7600
大阪府事務所	〒571-0033	門真市一番町23-16 (大阪府警察門真運転免許試験場内)	06(6909)5821
兵庫県事務所	〒650-0011	神戸市中央区下山手通5-4-1 (兵庫県警察本部内)	078(351)7882・7886
奈良県事務所	〒634-0007	橿原市葛本町120-3 (奈良県警察本部運転免許課内)	0744(23)7171
和歌山県事務所	〒640-8313	和歌山市西1-1 (和歌山県警察本部交通センター内)	073(472)4433

### 中国

鳥取県事務所	〒680-0841	鳥取市吉方温泉2-501-1 (鳥取県運転免許センター内) 7月19日業務開始	0857(50)1288
島根県事務所	〒690-0131	松江市打出町250-1 (島根県警察本部運転免許センター内)	0852(36)6255・6256
岡山県事務所	〒709-2192	岡山市北区御津中山444-3 (岡山県運転免許センター内)	086(724)4360
広島県事務所	〒731-5108	広島市佐伯区石内南3-1-1 (広島県警察本部運転免許センター3階)	082(941)5111・5112
山口県事務所	〒753-8504	山口市滝町1-1 (山口県警察本部内)	083(924)4151

### 四国

徳島県事務所	〒771-0214	板野郡松茂町満穂字満穂開拓1-1 (徳島県運転免許センター2階)	088(699)1100
香川県事務所	〒761-8031	高松市郷東町587-138 (香川県警察本部運転免許センター内)	087(882)3399
愛媛県事務所	〒799-2661	松山市勝岡町1163-7 (愛媛県警察本部運転免許センター内)	089(978)1999
高知県事務所	〒781-2120	吾川郡いの町枝川165 (高知県警察本部運転免許センター内)	088(892)5221

### 九州

福岡県事務所	〒812-8576	福岡市博多区東公園7-7 (福岡県警察本部内)	092(641)6364
佐賀県事務所	〒840-0831	佐賀市松原1-1-16 (佐賀県警察本部内)	0952(29)0335
長崎県事務所	〒850-8548	長崎市万才町4-8 (長崎県警察本部内)	095(825)4591
熊本県事務所	〒869-1107	菊池郡菊陽町辛川2655 (熊本県警察本部運転免許センター内)	096(233)2111
大分県事務所	〒870-0401	大分市大字松岡6687 (大分県運転免許センター内)	097(524)6420
宮崎県事務所	〒880-0835	宮崎市阿波岐原町前浜4276-5 (宮崎県総合自動車運転免許センター2階)	0985(29)3456・3457
鹿児島県事務所	〒891-0122	鹿児島市南栄5-1-2 (鹿児島県交通安全教育センター内)	099(269)7574・7575
沖縄県事務所	〒901-0225	豊見城市字豊崎3-22 (沖縄県警察運転免許センター内1階)	098(840)2822

### 自動車安全運転センター本部

〒102-0084  
 東京都千代田区二番町3(麹町スクエア6階)  
 Tel.03-3264-8600(代表) Fax.03-3264-8610  
 ホームページアドレス <http://www.jsdc.or.jp/>

### 安全運転中央研修所(附属交通公園)

〒312-0005  
 茨城県ひたちなか市新光町605-16  
 Tel.029-265-9555(代表) Fax.029-265-9565  
 附属交通公園…Tel.029-265-9550 Fax.029-265-9553